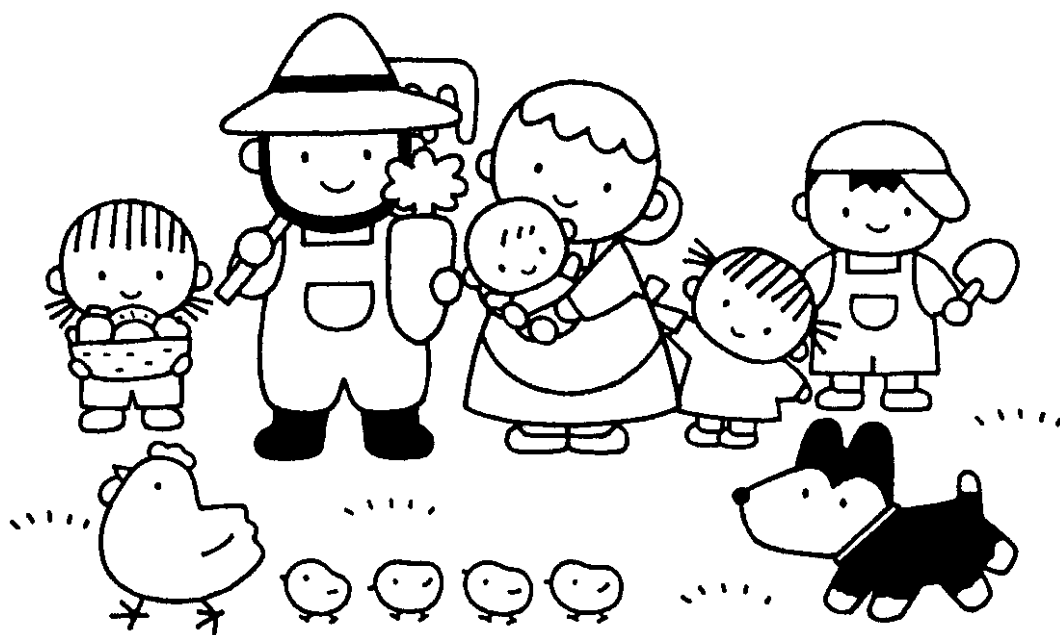


心豊かに育つために

豊川市保育所人権保育指針



平成24年3月

豊川市健康福祉部子ども課

目 次

はじめに	1
1 子どもの人権に関する動向	
(1) 国際的な動き	2
(2) 国内の動き	2
(3) 豊川市の取組	3
(4) 豊川市の保育	4
2 人権保育の基本的考え方	
(1) 子どもの現状と人権保育の意義	8
(2) 基本理念	9
(3) 基本方針	10
3 人権保育の推進の方向	14

はじめに

基本的人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。しかしながら、近年においても社会構造の複雑化、価値観の多様化の中で、様々な人権侵害が依然、根深く存在しています。これを解消するため、新しい時代にふさわしい人権感覚を磨いていくことが大変重要な課題となっています。

また、21世紀は「人権の世紀」と言われています。人権の尊重は人類共通の普遍的理念であって、人間の自由と平等に関する基本的な問題として取り組んでいかなければなりません。すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。そして、人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくり、真に21世紀を「人権の世紀」とするためには、人権教育・啓発の重要性を認識し、積極的に取り組んでいく必要があります。

保育の分野に目を向ければ、平成2（1990）年の保育所保育指針の改訂において、人間尊重の精神を涵養する趣旨として、「人権を大切にすることを育てる保育」が目標に掲げられ、さらに、平成12（2000）年4月の改訂では、総則の冒頭に「乳幼児の最善の利益を考慮」することが新たに明記され、それを具体化するための保育の方法として、「子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」などが加えられました。

乳幼児期は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であります。この時期に一人ひとりの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の子どもの成長にとって非常に重要であるとされています。このことから、子どもが一日の生活時間の大半を過ごす保育所において、人権尊重の意識と行動の基礎を培う人権保育のなご一層の充実を求められています。

この指針は、すべての保育所において、保育士、調理員を始め保育に関わるすべての人が「人権を大切にすることを育てる保育」の推進を図ることを目的として策定しました。この指針をもとに、人権の視点から保育内容の一層の充実が図られ、すべての子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培っていくことが求められます。

1 子どもの人権に関する動向

(1) 国際的な動き

昭和 34(1959)年、国際連合（以下「国連」という。）総会において「児童の権利に関する宣言」が採択され、子どもを単なる保護の対象としてのみでなく、権利の主体としても明確に位置付けられました。そして、この宣言の趣旨を具体化していくため、平成元(1989)年、国連総会において、子どもの人権を地球規模で守っていこうとする「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）が採択され、子どもを権利の主体として尊重し、子どもに関するあらゆる差別の廃止や最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、意見表明権などの理念が掲げられ、社会生活の中でこれらを保障し、生かしていくことが求められました。

また、平成 6(1994)年の国連総会では、平成 7(1995)年から平成 16(2004)年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、人権尊重の意識を高めるための具体的な目標を定めた「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。これに基づいて、各国において人権を普遍的な文化として育てていくことを目標とし、人権に関する教育啓発活動に取り組むことが求められ、人権に関する国内行動計画の策定など様々な取組が進められてきました。

(2) 国内の動き

昭和 22(1947)年、児童福祉法が制定され、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるように努めなければならない」という子どもの生活保障と愛護に関する理念が掲げられました。

平成 6(1994)年には子どもの権利条約を批准し、条約の理念の実現に向けた取組を進めることとしました。

また、昭和 40(1965)年、国の同和対策審議会の答申が示され、国民的課題である同和問題の解決に向けた取組が総合的に推進される中で、その一環として人権尊重の精神に貫かれた人間の育成を目指す保育が行われてきました。そし

て、昭和 56(1981)年には、同和保育の意義や基本方針を明らかにした「同和保育について」が国から通知されるとともに、平成 2(1990)年には「保育所保育指針」(以下「保育指針」という。)が改訂され、人権を大切にすることを育てることが保育の目標として掲げられました。

また、平成 9(1997)年 4 月には、「『人権を大切にすることを育てる』保育について」が国から通知され、保育指針に掲げる目標の実現に向けた取組の一層の推進が求められました。

そして、同年 7 月に策定された「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画や平成 12(2000)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて、平成 14(2002)年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、保育指針にうたわれている人権を大切にすることを育てるため、子どもの発育や家庭、地域の実情に応じた適切な保育の実施が明確に位置付けられたところです。

平成 12(2000)年には、保育指針が改訂され、総則の冒頭に「乳幼児の最善の利益を考慮すること」が加えられました。さらに、近年、重大な社会問題となっている児童虐待の防止などに関する施策を促進する「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。平成 16(2004)年から、この法律の改正が重ねられ、子どもの人権尊重の潮流はますます大きなものとなっています。

(3) 豊川市の取組

豊川市では、人権よろず相談を開催し、人権に係る相談を行うなど、人権が尊重され差別や偏見のない明るい社会づくりのための人権教育・啓発活動の充実と人権擁護活動の推進に取り組んでいます。一人ひとりの人権尊重の意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための講演会等の開催や広報等による啓発に努めています。

また、平成 8(1996)年に「豊川市障害者福祉計画」、平成 18(2006)年に「第 2 次豊川市障害者福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送り、社会活動に自由に参加できるバリアフリーのまちづくりを推進しています。幼児期において共に育つ場や機会を拡充する

ため、保育所等での障がい児の保育を推進し、障がいのある子やその家族に対しての支援に取り組んでいます。

このほか、平成 13（2001）年 3 月策定の「とよかわ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画の視点に立った子育て環境の整備や子育て支援に取り組んできました。そして、その取組をさらに進めるため、平成 21（2009）年 4 月に豊川市男女共同参画推進条例を施行するとともに、条例に基づく基本計画「豊川市男女共同参画基本計画」を平成 23（2011）年 3 月に策定しました。人権の尊重や男女共同参画意識の向上を促進し、男女共同参画社会を実現するため、高齢女性や障がいのある女性、同和地区出身の女性、外国人女性など少数の女性にも配慮し、子育て環境の整備や子育て支援のほか、子どもたちから人権や男女共同参画への理解を促進するための取組を進めています。

(4) 豊川市の保育

<保育所の変遷>

豊川市の保育は、昭和 10（1935）年の国府保育園の開園から始まりました。その後、昭和 22（1947）年、児童福祉法の成立により幼児の福祉向上が求められ、市民の要望もあって、昭和 20 年代には、牛久保保育園、一宮保育園など多くの園が開園されました。昭和 40 年代を迎えると人口の増加とともに子どもの数が増え、保育園の開園が続きました。

また、地域町内会が運営する保育園と市立保育園との格差が生じないように、市の助成を受け、昭和 44（1969）年に社会福祉法人豊川市保育協会（以下「市保育協会」という。）が設立され、昭和 53（1978）年までに市保育協会が運営する保育園が 12 園開園されました。

その後、園児数の減少により、国府第二保育園、マスミ保育園などの保育園が閉園となりました。

平成 23（2011）年 4 月 1 日現在では、公立 25 園、私立 23 園（うち市保育協会 12 園）の 48 保育園となっています。

<保育対象年齢>

保護者の就労状況が時代の流れの中で大きく変わり、乳児保育の必要性も高まり、3歳未満児の入所が年々増加しています。それに合わせて年齢の低い段階から保育所の関わる機会が増え、子どもの成長や人間形成に果たす役割も大きくなっています。平成23(2011)年4月1日現在、市内の公立と私立を合わせた48保育園すべてにおいて乳児保育を実施しています。

<保育時間の長時間化>

保護者の就労に合わせた保育時間も長時間にわたるようになり、その要望に適切な対応をするため乳児保育と同様に48保育園すべてにおいて延長保育を実施しています。なお、延長保育に当たっては、子どもの視点に立って、子どもができる限り安定した保育環境の中で育つことができるように努めています。

<障がい児の保育>

核家族化や少子化が進む中で、言葉の遅れや社会性の乏しい子ども、そして育児不安を抱える保護者が増加しています。こうした方を支援するきっかけづくりの機会として、保健センターでの1歳6か月健診の事後フォローが重要視されるようになりました。現在、豊川市では、育児に不安を抱える保護者のため「ぴよぴよ教室」や「ひまわり相談」などの乳幼児健診事後相談事業を実施するほか、障がいのある子が親子で集団生活の経験を通して、日常生活における基本的動作の訓練を行うことを目的とした、母子通園施設「ひまわり園」による児童デイサービス事業を実施しています。

また、昭和50(1975)年から金屋保育園において障がい児保育を開始し、平成23(2011)年4月1日現在では市内10か所の指定保育所で障がい児保育を行っており、平成24(2012)年度には指定保育所を1か所増やし、11か所で障がい児保育を行います。子どもの発達状況を踏まえ、集団の中で子どもが、日々穏やかで充実した生活を送ることにより、発達が促進されるよう保育を行っています。

障がいのある子どもやその親が安心して保育所で過ごせるように各専門機関との連携を取り合いながら支援の輪を広げています。

<同和問題の解決に向けた保育>

旧小坂井町では、昭和 47（1972）年度から関係地域の保育所に保育士を加配し、家庭や地域との連携を深めながら、子どもの生活実態と家庭の置かれた状況などの把握に努めるとともに入所している子どもたちが健やかに成長できるよう保育の充実を図ってきました。

これは、保育所の役割として、乳幼児期の生活経験の中で、人間として基本的に守らなければならないルールのあることや生命の尊さに気付くように働き掛けるとともに、豊かな情操や思いやりを育み、お互いを大切にする態度と人格の形成を目指し、その後の成長に応じた人権教育に大きな役割を果たすように努めているものです。

<外国人の子どもの保育>

地域で暮らす外国人が増加している現況にあって、保育所に入所している子どもやその保護者の持つ生活の中の様々な不安を少しでも保育士が理解し、すべての子どもが多様な文化を認め合いながら共に生きていく人間として育ていけるように進めています。

<子育て支援>

豊川市においては、子育て支援センターを中心とした子育て相談機能を集約するとともに、病後児保育、休日保育、一時的保育の実施など、子育て支援機能を高める取組を実施しました。

また、児童クラブ、児童館、放課後子ども教室など、子育て支援や児童の健全育成について、地域での機能充実を図っています。

さらに保健センターや子育て支援センターの相談事業を通して、発達や成長に関する保護者の不安解消と、子育てについての精神的負担の軽減に努めています。

今後も引き続き、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携を図り、市民ニーズに応じた子育て支援や児童の健全育成支援、相談支援の拡充に努めていきます。

豊川市の保育所では、保育所の機能を活用しての施設・園庭の開放などのミニ体験事業及び育児相談事業を行い、保護者の子育て不安の解消に努めながら、子どもたちが生き生きと育っていくことができるように、子どもの視点に立って最善の環境を確保するよう努めています。

2 人権保育の基本的考え方

(1) 子どもの現状と人権保育の意義

子どもたちは、誰もが豊かに伸びていく可能性を持って生まれ、人や自然、社会事象など、周りの環境との関わりを通して成長していきます。

しかしながら、その過程において、大人社会が持っている固定的な価値観や偏見によって、子どもたちが本来持っている自主性、可能性が抑えられたり、影響を受けたりすることがあります。

また、近年、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変容し、子育てや子どもの成長に様々な影響を及ぼしています。

少子化などの進行や地域社会におけるコミュニティの希薄化に伴い、家庭・地域の子育て機能が低下し、子育てに不安感や負担感を持つ親が増えています。こうした子育て機能の低下は、ときに子育ての孤立を引き起こし、子育てに喜びを見出すことができないなど、虐待に及ぶ要因の一つともなっています。

さらに、子どもの生活は豊かで便利になった一方で、子ども同士で遊んだり、自然に触れたりする機会が減少し、かつて遊びや生活のなかで自ずと培っていた社会性や想像力、感性などが育ちにくくなっています。

こうした現状にあって、人間性の基礎が形成される乳幼児期に、子どもが、かけがえのない存在として尊重され、愛されて育つことには大きな意味があります。

自我が芽生え、自己を確立させていく時期に、人と関わる多くの時間を過ごす保育所において、子どもが、「大切にされ愛されている」と実感することこそ、自分も人を愛し、信頼する気持ちを育んでいきます。

そして、性別や国籍、出身、障がいの有無、家庭の状況などにかかわらず、すべての子どもたちが人間としての尊厳を大切にされ、生きる喜びと夢を育みながら、自らの可能性に挑戦していく意欲を持てるような社会を実現していくために、保育において、人権を大切にすることを育んでいくことは、最も基本で、重要な取組であるといえます。

こうしたことから、保育所は、親が子育てに喜びを感じ、子育てを通して家族が豊かに成長していけるように、家庭や地域をつなぐ子育ての拠点としての役割を担っています。

(2) 基本理念

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもの人権が尊重され、子どもたちが人権の主体として生き生きと暮らし、差別や偏見のない望ましい未来を創り出す力の基礎を培っていくことができるよう、人権を大切にする心を育てる保育を推進するための基本理念を明らかにします。

① 一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、生きる喜びと生きる力を育て、自分らしさを発揮し、表現する子どもを育てます。

子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分も大人を愛し、信頼していくようになります。「大切にされている」、「認められている」、「成長を心から喜んでもらっている」と実感することを通して、「自分自身を肯定的に捉え、価値ある存在として認め、大切に思う気持ち(自尊感情)」が育っていきます。

このことが源となり、主体性が芽生え、意欲が伸びていき、自分らしさを発揮していくことになり、人権の主体としての基礎を身に付けていくことにつながります。

② 子どもを権利の主体として認め、心豊かな関わりの中で、お互いの人権を尊重し合う子どもを育てます。

子どもは人として尊ばれ、対等な権利の主体として認められながら、人間らしく心豊かに成長していきます。

そして、大人との関係を土台として、次第に他の子どもとの間でも相互に働き掛けを行うようになり、生活や遊びの中での交流や関わりを重ねながら人には様々な違いがある事を知ります。やがて、周りの人間に対して自分と同じ側面があることを感じる感覚を身に付け、自分を大切に思うように人を大切に思う人権感覚の基礎を培っていきます。

また、自然とのふれあいを通して、生命の尊さを知り、様々な生物が多様性を保ちながら共存していることや身近な事象に関心を寄せる中で、様々な人々の存在や営みがあることに気付くようになります。

保育の中での心豊かな関わりやふれあいの体験は、将来にわたって、様々な立場の人たちの人権を当然のこととして理解していく重要な基礎となります。

(3) 基本方針

保育者は、日常の保育の中に、この指針の基本理念を実現していくよう主体的に関わっていかなければなりません。

そのためには、保育者は子どもと対等な視線で関わり、子どもの実態から学びながら、子どもにとっての最善の保育を目指す姿勢が大切であり、家庭や地域の実態などについても十分に理解を深めていくとともに、保育内容を常に人権の視点から点検していくことが重要です。

以下、人権保育の推進に当たっての基本方針を明らかにします。

① 子どもの最善の利益を考慮し、子どもが主体となり、自分らしさを大切にする保育をすすめます。

保育者は、児童権利条約の精神を踏まえ、子どもを権利の主体として尊重することが大切であり、一人ひとりの特性や発達、置かれている環境に十分留意しながら、子どもの最善の利益を考慮し、保育を進める必要があります。

子どもが自分らしさを受入れ、自分を大切に思い、価値ある存在として認めることは、子どもの自信や意欲を育て、生きる力を培い、自分の人権を大切にするとともに、相手の人権をも尊重する感覚を育むことにつながります。

保育者は、子ども一人ひとりが主体となって、生活や遊びを選択し、より豊かなものとしていくよう、一人ひとりの声に耳を傾けながら、子どもの思いを尊重する姿勢で関わることを大切にしていきます。

② 大人や子ども同士の関わりを大切にし、心豊かな人間関係の基礎を育む保育をすすめます。

子どもが大人から「受け入れられている」、「認められている」と実感することで、人に対する愛情と信頼感、自主性、協調性、意欲といった人間関係の基礎が形成されていきます。

保育者が、深い愛情と思慮深い態度で、子どものありのままの姿に寄り添って、一人ひとりの言葉や行動を丁寧に受け止めながら関わっていくことにより、子どもたちの中に主体性や意欲が生まれ、次第に一人ひとりが自分の本当の思いを表現し、肯定的な力を発揮していきます。

こうした力は、生活や遊びを通した子ども同士の関わりの中で一層心豊かになり、ひいては、一人ひとりが同じ願いを持った人間であるという認識を子どもの中に育んでいきます。

保育者は、子ども一人ひとりの思いを、子どもの目線で感じ取り、代弁しながら、子ども同士の関係をつないでいく役割を果たしていくことによって、人権を大切にする心が集団の中で育っていくよう努めます。

③ 子どもが自然や社会事象に対して関心を高める保育をすすめます。

子どもは、自然や社会の身近な事象に触れる中で、自分を取り巻く様々なものの特性を知り、感受性を豊かにしていきます。

自然とのふれあいによって、生物を現実の姿として捉え、生命の営みの尊さを知るとともに、様々な生物が共存している生態系の姿を通して、違いを超えて共に生きていくことの豊かさに気付いていきます。

また、身近な社会の事象に関心を持つことによって、様々な人たちの存在や営みを知り、性別、文化、言語、生活習慣、職業、地域、障がいの有無、身体的特徴や家庭環境など、様々な違いがあることに気付いていきます。

しかしながら、大人社会の先入観や決めつけたものの見方は、時として、子どもたちの生活や遊びの中に無意識に取り込まれていることがあります。

保育者は、自身の行動が子どもに大きな影響を与えることも含めて、こうしたことに常に意識的であるとともに、子どもが、違いを多様性として受け入れ、主体的に関わろうとする意欲が育つように努めます。

④ 家庭や地域との連携を含め、子どもの人権について理解し合いながら、子育て支援をすすめます。

保育者は、対等な立場でありのままの保護者を受け止め、理解しながら、保護者自身が、自分の子育てをどうしたいのかという思いに気づき、子どもの最善の利益を考えて子育てすることができるよう、共に考え、支えていく姿勢を大切にします。

そのためには、日々の保育の場面での子どもの状況に、保護者や家庭、地域が抱える課題が反映されていることを常に意識し、家庭や地域との連携を図り、子どもの置かれた実態の把握に努めます。

また、地域の子育て機能が低下する中で、保護者が孤立することなく、子どもの人権を大切にしながら、主体的に子育てができるように地域における子育て支援に努めます。

⑤ 保育者は豊かな人権感覚に根ざした保育をすすめます。

子どもたちのなかには、既に様々な形での決めつけが存在し、人間としての誇りが傷付けられたり、無意識のうちに固定的な評価や役割分業意識などが植え付けられたりしていることがあります。

保育者は、大人社会の偏見や固定観念が、知らず知らずのうちに子どもの生活や遊びの中に持ち込まれていることがないか、常に再確認する必要があります。

そのために、保育者一人ひとりが、すぐれた人権感覚に根ざした行動を身に付けられるよう必要な学習や自己研鑽に努めるとともに、職場においても人権問題の正しい理解を深めるため、積極的に研修、啓発を行います。

また、虐待やいじめといった子どもの人権そのものを侵す行為についての確に対応しながら、人権を大切に作る心を育てる保育をすすめます。

3 人権保育の推進の方向

人権保育の基本方針を実現するため、以下のとおり取り組みます。

(1) 保育者の育成と研修の充実

保育者が子どもや女性、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など社会生活のあらゆる分野の人権問題に目を向け、正しい理解と認識を持って取り組んでいけるように人権に関する研修に参加します。

また、保育者一人ひとりが人権の大切さを深く理解し、子どもを始め社会の様々な人権に関する正しい認識を身に付けるように努めます。そして、人権に関する基本的な考え方を日々の保育の中にどのように取り入れていくのか、保育内容や施設の運営にどのように生かしていくのかなどを、検討していきます。

人権を大切にすることを育てる保育の理念が、保育に携わるすべての人々及び保護者や子どもたちにも広く浸透していくよう働き掛けていきます。

(2) 情報提供の充実と情報交換の促進

人権保育の実践に関する情報収集を積極的に進めるとともに、他の保育所との情報交換を行い、情報の共有化を進めます。また、保育所内における様々な人権保育の取組についての情報を保護者にも知らせ、人権に関する意識を高めるよう努めます。

(3) 家庭、地域、関係機関との連携

子どもの人権を大切にしながら意欲的に子育てができるように地域全体で、家庭での子育てを支援する基盤の形成を図り、民生委員・児童委員、主任児童委員や幼稚園、学校など地域の関係機関との連携に努めます。

心豊かに育つために

—豊川市保育所人権保育指針—

平成24年3月

豊川市健康福祉部子ども課

〒442-8601

愛知県豊川市諏訪一丁目1番地

TEL (0533) 89-2133

FAX (0533) 89-2137